



宮 崎 県 公 報

平成23年 4 月 28 日 (木曜日) 第 2280 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示…………… (人事課) 1	頁
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部を改正する告示…………… (“) 2	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 3	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (“) 3	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 3	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 4	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“) 4	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止の届出…………… (“) 4	
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の廃止の届出…………… (“) 4	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (薬剤防除) …………… (自然環境課) 4	

○歳入の収納の事務の委託…………… (建築住宅課) 5	
公 告	
○地籍調査に関する事業計画の決定…………… (農村計画課) 5	
○入札公告…………… 5	
人事委員会規則	
○へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 6	
公安委員会規則	
○質物保管設備基準を廃止する規則…………… 7	
公安委員会告示	
○質物の保管設備に関する基準…………… 7	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について…………… 8	
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 9	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 9	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 9	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 9	
正 誤	
○平成23年 2 月 28 日付け県公報 (号外第20号) 中…………… 10	

告 示

宮崎県告示第 341号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額 (平成4年宮崎県告示第560号) の一部を次のように改正する。

平成23年 4 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,575円	13,255円	20歳未満	4,317円	12,750円
20歳以上25歳未満	5,115円	13,255円	20歳以上25歳未満	4,920円	12,750円
25歳以上30歳未満	5,777円	13,837円	25歳以上30歳未満	5,565円	13,028円
30歳以上35歳未満	6,349円	16,712円	30歳以上35歳未満	6,090円	16,028円
35歳以上40歳未満	6,844円	19,454円	35歳以上40歳未満	6,539円	18,500円

40歳以上45歳未満	7,088円	22,362円
45歳以上50歳未満	7,016円	23,916円
50歳以上55歳未満	6,612円	24,900円
55歳以上60歳未満	5,906円	23,499円
60歳以上65歳未満	4,634円	20,364円
65歳以上70歳未満	4,030円	14,419円
70歳以上	4,030円	13,255円

40歳以上45歳未満	6,749円	22,065円
45歳以上50歳未満	6,688円	23,750円
50歳以上55歳未満	6,274円	24,409円
55歳以上60歳未満	5,549円	23,183円
60歳以上65歳未満	4,629円	20,754円
65歳以上70歳未満	3,940円	15,217円
70歳以上	3,940円	12,750円

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(以下「改正後の告示」という。)の表の60歳以上65歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項の最高限度額の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の告示の表の60歳以上65歳未満の項及び65歳以上70歳未満の項の最高限度額の規定は、平成23年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 342号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額(平成8年宮崎県告示第1125号)の一部を次のように改正する。

平成23年4月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が10万4,730円を超えるときは、 <u>10万4,730円</u>)	常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が10万4,530円を超えるときは、 <u>10万4,530円</u>)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が5万6,790円)以下であるときに限る。)	月額5万6,790円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が5万6,720円)以下であるときに限る。)	月額5万6,720円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が	随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が

		5万2,370円を超えるときは、 <u>5万2,370円</u>)			5万2,270円を超えるときは、 <u>5万2,270円</u>)
2	一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>2万8,400円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>2万8,400円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)	2	一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>2万8,360円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>2万8,360円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成23年4月28日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 343号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
姉川皮膚泌尿器科医院	宮崎県都城市小松原町1141-9	平成23年3月22日
もうりクリニック	宮崎県延岡市北川町川内名7055-1	平成23年4月1日
北浦診療所	宮崎県延岡市北浦町古江2492-1	平成23年4月1日
大崎薬局	宮崎県日向市亀崎1丁目14番地	平成23年4月1日
西都児湯医療センター	宮崎県西都市大字妻1550番地	平成23年4月1日
なのはな中央薬局	宮崎県西都市中央町2丁目1番地	平成23年4月1日
いしざわ循環器内科	宮崎県えびの市原田2143-1	平成23年4月8日
ひむか薬局えびの店	宮崎県えびの市大字原田字観音原2143-3	平成23年4月1日
椎葉おもり歯科クリニック	宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1773番地1	平成23年4月1日

宮崎県告示第 344号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ジャスコ都城店薬局	宮崎県都城市早鈴町1990番地
ジャスコ延岡店薬局	宮崎県延岡市旭町2丁目2番1号

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
ジャスコ都城店薬局	イオン薬局都城店	平成23年3月1日
ジャスコ延岡店薬局	イオン薬局延岡店	平成23年3月1日

宮崎県告示第 345号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
姉川皮膚泌尿器科医院	宮崎県都城市小松原町1141-9	平成23年3月21日
都北夜間救急診療所	宮崎県都城市太郎坊町1832番地1	平成18年3月31日

延岡市国民健康保険北浦診療所	宮崎県延岡市北浦町古江2492-1	平成23年3月31日
大崎薬局	宮崎県日向市亀崎1丁目14番地	平成23年3月31日
西都医師会病院	宮崎県西都市大字妻1537番地	平成23年3月31日
もうりクリニック	宮崎県延岡市北川町川内名7055-1	平成23年3月31日
椎葉おもり歯科クリニック	宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1764番地3	平成23年3月31日

宮崎県告示第 346号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人千寿会	宮崎県延岡市北浦町古江2693番地	グループホームせんじゅ	宮崎県延岡市北浦町古江2687-1	平成23年3月1日
社会福祉法人小林市社会福祉協議会	宮崎県小林市細野367番地1	デイサービスセンターパワーリハ倶楽部	宮崎県小林市須木中原1741番地1	平成23年3月1日
社会福祉法人ひまわり会	宮崎県日向市富高岩崎546番地1	永寿園デイサービスセンターざいこうじ	宮崎県日向市財光寺6547番地5	平成23年4月1日
社会福祉法人宮崎愛心会	宮崎県児湯郡川南町川南17979番地87	特別養護老人ホームフェニックス	宮崎県児湯郡川南町川南17979番地87	平成23年4月1日

宮崎県告示第 347号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社悠	宮崎県小林市東方1407番地1	ケアプランセンター悠	宮崎県小林市東方1407番地1	平成23年4月1日

株式会社ワイズオフィス	宮崎県西都市中央町2丁目6番地	右松ケアプランセンタ-	宮崎県西都市中央町2丁目6番地	平成23年4月1日
-------------	-----------------	-------------	-----------------	-----------

宮崎県告示第 348号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
延岡市	宮崎県延岡市東本小路2番地1	延岡市国民健康保険北浦診療所	宮崎県延岡市北浦町古江2492番地1	平成23年3月31日
社会福祉法人門川町社会福祉協議会	宮崎県東臼杵郡門川町庵川西6丁目60番地	門川町社会福祉協議会ホームヘルパ-ション	宮崎県東臼杵郡門川町門川尾末9246番地2	平成23年3月31日

宮崎県告示第 349号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人日章福祉会	宮崎県宮崎市江平町1丁目3番地8	日章野菊の里ヘルパーセンター	宮崎県小林市細野2778番地1	平成23年3月31日
日向市地域包括支援センター	宮崎県日向市本町10番5号	日向市地域包括支援センター	宮崎県日向市本町10番5号	平成23年3月31日

宮崎県告示第 350号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成23年4月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成23年5月16日から平成23年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

- (1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。
(2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 351号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成23年4月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

Table with 3 columns: 委託した収納事務, 委託先, 委託期間. Content includes details about residential tax collection for Miyazaki Prefecture.

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

平成23年4月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調査を行う者の名称及び調査地域

Table with 2 columns: 調査を行う者, 調査地域. Lists various municipalities and districts in Miyazaki Prefecture and their respective survey areas.

2 調査期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年4月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 宮崎県人事給与オンラインシステム用機器等 一式
(2) 借入物品の特質等 入札説明書及び調達仕様書による。
(3) 契約期間 平成23年9月1日から平成28年8月31日まで（60月）
(4) 納入期限 平成23年8月31日
(5) 納入場所 入札説明書による。
(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容にかかる一切の諸経費を含めた額とし、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特記事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額または削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。
- ア 平成23年宮崎県告示第154号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。
- エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明できる書類を提出しなければならない。
- なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- ア 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター給与支給管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(32)4460
- イ 提出期限 平成23年5月27日午後5時
- ウ 提出方法 持参又は郵送（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター給与支給管理担当
- (2) 期間 平成23年4月28日から平成23年6月2日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

5 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター給与支給管理担当
- (2) 期間 平成23年4月28日から平成23年6月2日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成23年5月13日午後2時

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター給与支給管理担当
- (2) 提出期限 平成23年6月8日午後5時
- (3) 提出方法持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階入札室
- (2) 日時 平成23年6月9日午前10時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター給与支給管理担当

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature of service and quantity required: General affairs management system to be used by the Miyazaki Prefectural Government (software and hardware), 1 set.
- (2) Closing date and Time for the tender: Wednesday 8 June 2011 5:00 p.m.
- (3) Contact point regarding the notice: Employee General Affairs Center, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan, TEL: 0985-32-4460

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年4月28日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第21号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)					
学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分	学校等区分	市郡名	町村名	学校等名	級別区分	
小学校	[略]				[略]	小学校	[略]			
	延岡市		島野浦小学校				延岡市		島野浦小学校	
	同		美々地小学校				同		美々地小学校	
	同		三楳小学校				同		三楳小学校	
	同		三川内小学校				同		三川内小学校	
	小林市		内山小学校				小林市		内山小学校	
	串間市		大納小学校				串間市		大納小学校	
	児湯郡	西米良村	村所小学校				児湯郡	西米良村	村所小学校	
	東臼杵郡	諸塚村	荒谷小学校				東臼杵郡	諸塚村	荒谷小学校	
	同	同	七ッ山小学校				同	同	七ッ山小学校	
	同	椎葉村	椎葉小学校				同	椎葉村	椎葉小学校	
	同	同	鹿野遊小学校				同	同	鹿野遊小学校	
	同	同	松尾小学校				同	同	松尾小学校	
	同	美郷町	南郷小学校				同	美郷町	南郷小学校	
	西臼杵郡	五ヶ瀬町	鞍岡小学校				西臼杵郡	五ヶ瀬町	鞍岡小学校	
	同	同	上組小学校				同	同	上組小学校	
[略]					[略]					
[略]					[略]					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

質物保管設備基準を廃止する規則をここに公布する。

平成23年4月28日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇夫

宮崎県公安委員会規則第5号

質物保管設備基準を廃止する規則

質物保管設備基準(昭和31年宮崎県公安委員会規則第8号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

質物の保管設備に関する基準をここに公表する。

平成23年4月28日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇夫

宮崎県公安委員会告示第36号

質物の保管設備に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、質屋営業法(昭和25年法律第158号)第7条第1項の規定に基づき、火災、盗難等の予防のため、質屋の設けるべき質物の保管設備(以下「保管設備」という。)の基準を定めるものとする。

(規模及び構造)

第2条 保管設備の規模及び構造は、質屋営業の取扱品目、数量等その営業の内容に応じた適正なものでなければならない。

(営業所との距離の制限)

第 3 条 保管設備は、営業所と同一の敷地内に設けなければならない。ただし、宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）がやむを得ないと認めた場合は、営業所に近接する他の敷地内に設けることができる。

（防湿構造）

第 4 条 保管設備の内部は、壁及び床を板張構造とするなどの防湿上の措置を講じなければならない。ただし、防湿上の措置を講じる必要のない質物のみを保管する場合は、この限りでない。

（防火設備）

第 5 条 保管設備の主要構造部は、次の各号のいずれかに該当する構造でなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 2 条第 7 号に定める耐火構造
- (2) 土蔵造
- (3) 前 2 号に掲げるものを除くほか、公安委員会がこれらと同等以上の耐火性能を有すると認めたもの

2 保管設備の開口部には、建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）第 109条第 1 項に定める防火設備を設けなければならない。

（盗難予防設備）

第 6 条 保管設備の開口部には、シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅ろうな施錠設備を設けなければならない。

2 保管設備の適当な箇所に、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けなければならない。ただし、営業所その他に同様の装置があるものについては、この限りでない。

（ねずみ防止設備）

第 7 条 保管設備の出入り口以外の開口部には、金網等ねずみの侵入を防止するための設備を設けなければならない。

（特例措置）

第 8 条 現に質屋営業の許可を受けて質屋営業を行っている者が、補修、建替え等のため当分の間、別に保管設備を設けようとする場合における当該保管設備（以下「仮保管設備」という。）については、第 3 条及び前条の規定は適用しないものとする。

- 2 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第 5 条第 2 項の規定は、当該仮保管設備に付随して火災警報装置を設置しているなど防火上の措置が講じられている場合には、適用しないものとする。
- 3 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第 6 条第 1 項の規定中「シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅ろうな施錠設備」とあるのは「施錠設備」と読み替えるものとする。
- 4 前 3 項に定める特例は、仮保管設備の使用を開始してから 2 年間に限り適用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に質屋営業の許可を受けている者が設けている保管設備又は許可を申請している者に係る保管設備については、第 3 条及び第 6 条第 2 項の規定は適用しないものとする。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 5 号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成23年 4 月 28 日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	1 級	平成23年 8 月 1 日（月）午前 9 時30分から午後 5 時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人（受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者
- (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成23年 6 月 20 日（月）から 6 月 30 日（木）まで（土、日曜を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦3.0センチメートル

、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 交通誘導 2 級検定合格証明書の写し及び交通誘導 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面 (検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。)

カ 1 級検定受検資格認定書 (検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県紙証により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びひも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽等も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 (電話代表0985-31-0110) に行くこと。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成

23年 4月16日現在次のとおりである。

平成23年 4月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康	
選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	18,679人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)	222,321人

宮崎県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成23年 4月16日現在次のとおりである。

平成23年 4月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康	
宮崎市選挙区	107,573人
延岡市選挙区	36,103人
日南市選挙区	16,315人
小林市 (西諸県郡高原町の区域を含む。) 選挙区	16,410人
日向市選挙区	17,258人
串間市選挙区	5,952人

宮崎県選挙管理委員会告示第38号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第 162号) 第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成23年 4月18日現在次のとおりである。

平成23年 4月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康	
選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	18,677人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)	222,305人

宮崎県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成23年 4月18日現在次のとおりである。

平成23年 4月28日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康	
小林市 (西諸県郡高原町の区域を含む。) 選挙区	16,407人
西都市 (児湯郡西米良村の区域を含む。) 選挙区	9,555人
北諸県郡選挙区	6,557人
東諸県郡選挙区	7,975人
児湯郡 (西米良村の区域を除く。) 選挙区	20,054人
東臼杵郡選挙区	8,533人

正 誤

平成23年 2 月28日付け県公報 (号外第20号) 中

ページ	行	誤	正
4	51	第 2 項の	第 2 項の
6	26	。) が	。) が
10	28	受注者	受注者
18	6	同じ。	同じ。
18	32	乙	乙